

## 第28次地方制度調査会

三位一体改革の意見書を首相に提出  
道州制の審議経過・論点も報告

第28次地方制度調査会が11月8日とりまとめ、小泉内閣総理大臣に提出した「地方税財政のあり方についての意見」は、3兆円規模の税源移譲の平成18年度までの確実な実施を求めるとともに、補助金改革では「地方の改革の具体案に掲げられた個々の補助金に着目した議論に終始するのではなく、国庫補助負担金総体としての改革」を要請している。さらに生活保護、国民健康保険等の国庫補助負担率の引き下げについては、「断じて行うべきではない」と指摘。地方交付税の改革では、税率の引き上げや対象税目の入れ換え等により中期的な配分額の見直しを示すことを提言した。同時に巨額の財源不足への対応として、17年度の地方財政対策では地方交付税の所要額を確保すべきであるとしたうえで、定率減税の廃止・消費税の税率引き上げなどが必要であるとしている。

また同調査会は、専門小委員会での審議経過をまとめた「道州制に関する論点メモ」を了承し、小泉総理に報告した。地方分権の推進のためには、現行の都道府県の再構築が必要であるとしたうえで、論点として 憲法における道州の位置づけ 国と地方公共団体の役割分担 道州と基礎自治体の事務配分 道州の区域 道州の設置方法 議決機関と執行機関 国の関与と国への参画 大都市等に関する特例制度 などを挙げた。

## 地方税財政のあり方についての意見

## まえがき

国と地方との役割分担や責任分野を明確化するとともに、地方が責任を持つべき分野について自己決定と

自己責任の原則を徹底する地方分権改革は、平成12年の地方分権一括法の施行を経て新たな段階を迎えており、地方税財政の問題が残された最重要課題の一つとなっている。

地方分権改革の基本にあるべきことは、公共サービスは住民の身近において提供されることが最も相応しく、かつ、それが国・地方を通じる政府の効率化につながるということである。つまり、国民のための改革ということではなければならない。したがって、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の三位一体の改革にあたっては、この視点をしっかりと踏まえる必要がある。

なお、この改革を行うにあたっては、国と地方の信頼関係の維持が極めて重要な要素であり、そのことを肝に銘じなければならない。

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(以下「基本方針2004」という。)により、3兆円規模の税源移譲を目指すこととしており、そのため、その前提として残る3兆円程度の国庫補助負担金改革の具体案を、地方に対して取りまとめるよう要請し、地方六団体は、これを受けて案を取りまとめ、去る8月24日に総理へ提出した。いろいろな意見がある中で、地方六団体としての統一した案を取りまとめられたことは、敬意を奏すべきものであり、これは、地方分権に向けての決意の表明である。政府と

しては、地方からの改革案を真摯に受け止め、11月半ばを目途に全体像を取りまとめることとしているが、現時点では、案が示されなかったり、地方分権に逆行するような案が出されたりするなど、関係方面の足並みがそろっていないとは言えず、重要な局面を迎えている。また、交付税改革については、財務大臣が地方財源不足7・8兆円を平成18年度までに解消するとの提案を行ったことに對し、国と地方の信頼関係を崩し、三位一体の改革に重大な支障を及ぼすものであるとの声が相次ぐなど、予断を許さない状況にある。

当調査会としては、このような財政面での分権を進める上で重要な分岐点ともいえる現在、政府が進めようとしている三位一体の改革が、地方自治の本旨の実現という地方分権改革の流れに沿って、住民主導の行政システムを実現する方向で着実に推進されるよう意見を取りまとめることとした。

## 1、税源移譲

税源移譲については、「基本方針2004」に従って、3兆円規模の税源移譲を平成18年度までに確実に実施する必要がある。

その方法については、応益課税としての税の性格の明確化や偏在性の少ない地方税体系の構築を進める観点から、個人住民税所得割の10%比例税率化による所得税から個人住民税への税源移譲によるべきである。税源移譲による地域間の財政力格

政 策

差の問題については、地方交付税により適切な対応を図るべきであるが、税制面においても経済活動の実態に即した税収帰属を図る観点から法人事業税の分割基準の見直し、地方譲与税の譲与基準の見直し等を通じた財源の均てん化を検討すべきである。

2、国庫補助負担金改革

地方六団体において取りまとめられた改革の具体案は、政府から要請を受け、大局的な判断に立つて取りまとめた統一案であり、政府としては、この案を尊重し、3兆円規模の税源移譲を確実に実施できる国庫補助負担金の改革に全力で取り組むことが必要である。

その際、地方の改革の具体案に掲げられた個々の補助金に着目した議論に終始するのではなく、国庫補助負担金を総体として、いかなる姿へ改革するかといった視点が求められている。

なお、公共事業関係の国庫補助負担金について、財源が建設国債であるので税源移譲になじまないとの議論もあるが、その償還は最終的に国税で賄われるものであり、相心分の税源移譲は当然必要である。

また、地方の自由度拡大と併せて国庫補助負担率を引き下げるといふ議論があるが、真に地方の自由度の拡大というためには、制度の基本的部分を地方の自主的な判断に委ねるといふことが不可欠である。したがって、こうした意味で地方の判断

を許容し、地域格差が生じることを国民が受け入れるとは考えられない生活保護、国民健康保険等の分野において、国庫補助負担率の引き下げを行うことは、断じて行うべきではない。

3、地方交付税の改革

三位一体の改革、特に3兆円の税源移譲とこれに見合う国庫補助負担金の廃止、縮減を円滑に進めるためには、教育・福祉等基本的な行政サービスについては、国庫補助負担金を廃止・縮減しても、地方団体が引き続きしっかりと取り組めるよう、地方交付税制度により万全の財源調整及び財源保障を行うべきである。

また、国と地方の信頼関係を維持しながら改革を進めていくためには、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する一方、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行う必要がある。

なお、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う交付税法定率分の減少については、確実な補てん措置を講じるべきである。

中期的には、国民的合意を前提に、行政サービスや国の関与のあり方の基本を見直し、これに対応した地方財政計画の歳出水準を設定し、その見直しを示すべきであり、これに沿って、必要な地方交付税総額が確保されるよう、現在の特例措置を整理して交付税率を引き上げるなどの見直しを行うべきである。

また、交付税特別会計への直入や、交付税の対象税目の入れ替えについて、検討していく必要がある。

こうした改革により、地方交付税の総額について予見可能性が高まり、地方団体にも、中期的にどの程度の地方交付税が配分されるかが分かることになるので、その見直しを立てながら、自己責任の下で、行政改革やサービス水準の見直しに取り組むことが可能になるものと考えられる。

地方交付税の算定方法については、地方公共団体の標準的な経費について民間委託等による効率化努力を一層促すような積算にするなど、地方の自主的・自立的・効率的な財政運営牽促す方向で見直しを行うとともに、法令基準や国庫補助負担金制度による国の関与の廃止・縮減に対応した地方交付税の算定方法の簡素・中立化を一層進めていくべきである。

さらに、三位一体の改革やこれに引き続く地方財源の拡充等を進め、不交付団体である市町村を増やすことによつて、できるだけ早期にそこに住む住民の割合を3分の1程度とすることを目指すべきである。

当調査会では、内閣総理大臣の諮問を受け、「道州制のあり方」に関する調査審議を進めているところ。これまでの専門小委員会における議論の経過を整理すると次のとおり。

4、地方財源不足への対応

平成16年度の地方財政対策によつて、地方交付税増び臨時財政対策債がマイナス12%という大幅な城となったにもかかわらず、財務省等がさらなる地方交付税総額的大幅な削減を主張している。そのような事態に立ち至れば、平成17年度は多くの団体が予算が編成不可能となり、住民生活に重要な影響を及ぼすとの声が強い。三位一体の改革を真に成功させるためには、国と地方の信頼関係が不可欠であり、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保が改革の前提であることから、平成17年度の地方財政対策においては、地方交付税の所要額を必ず確保すべきである。

なお、国・地方を通じて巨額の財源不足が常態化し、長期負債残高を急増させながら行政サービスが行われている現状を踏まえれば、今後は、歳出効率化努力をさらに尽くしつつ、諸外国より負担水準が低い個人所得課税や消費課税において、定率減税の縮小・廃止、中期的な視点に立った消費税・地方消費税の税率引上げ等の税収増加対策に取り組むことが是非とも必要であると考ええる。

道州制に関する論点メモの骨子

1、国・地方の政府のあり方と地方分権

(1) 期待される政府像  
地方にできることは地方に」との

## 政 策

方針の下、国の役割を重点化し、内政は広く地方が担うことを基本とした新しい政府像の構築が求められる。

○ 広域自治体の再構築の必要性

○ 都道府県の構成とその区域は、明治期以来一世紀以上見直しなし。この間に、市町村数は20分の1に減少し、経済圏・生活圏は都道府県の区域を越えて拡大。

○ 地方分権改革が期待する役割を担うにふさわしい広域自治体の再構築が求められる。

## 2、道州制が求められる要因

(1) 地方分権の一層の推進 役割と権限の観点から

○ 基礎自治体は、市町村合併の推進で規模・能力を拡充。

○ 広域自治体は、経済産業振興等の広域的な役割に軸足。

○ 地域における広域的な事務は、現在国が処理している事務も含め、広域自治体を実施できるようにすべき。

(2) ブロック単位での地域戦略 圏域に関する現状と課題の観点から

○ 東アジア市場の成長によって、地域特性に即した経済産業政策を進めることで、東京圏を介さない国際的な圏域間競争が現実のものに。

○ ブロック単位で我が国を見れば、諸外国にも比肩。

国土保全管理や社会基盤の整備などにも、ブロック単位での取組が有効的。

○ こうした広域の地域戦略を担う主体を構築する観点から、道州制の検討が必要ではないか。

(3) 広域の圏域における総合的かつ主体的な政策決定 組織・運営の観点から

○ 人口減少社会への移行や財政制約の増大で、フルセット型の行政投資からの脱却や持続可能な地域構造への転換など、重要な課題に関する政策決定が不可欠に。

○ 広域の圏域単位で、住民のニーズを把握しながら、総合的かつ主体的に政策決定できる政治行政主体を構築する観点から、道州制の検討が必要ではないか。

## 3、道州制の制度設計における主要な検討事項

(1) 基本的な考え方

○ 道州制の制度設計は、地方分権の拡充強化が基本。

○ 道州は「地方公共団体(自治体)」と位置づけるべき。

○ なお、「連邦制」は制度改革の選択肢としない。

(2) 主要な論点(8項目を列挙)

憲法における道州の位置づけ

国と地方公共団体の役割分担

道州と基礎自治体の事務配分

道州の区域

道州の設置方法

議決機関と執行機関

国の関与と国への参画

大都市等に関する特別制度

## 「水辺施設」募集のお知らせ

財団法人リバーフロント整備センター

財団法人リバーフロント整備センター(国土交通大臣認可団体)では、事業の一環として、日本宝くじ協会の助成を受けて水辺にアメニティの向上施設及び生物の生息環境の向上施設を整備し、当該市町村へ寄贈する「水辺施設の設置事業」を行っています。当事業を通じて水辺空間の健全な利用を促進していただきたく、多数の水辺施設設計案を募集いたします。

## 1. 応募要件

- 応募資格：市町村
- 応募対象となる水辺  
河川等(小川を含む)の水際、または周辺に施設を整備することで、生物の生息環境を改善、あるいはアメニティを向上し、かつ地域住民の高い利用度が期待される水辺とします。
- 応募可能な水辺施設  
「生物の生息環境」の向上に寄与する施設  
身近な水辺の自然環境をより豊かにし、地域の生物の生息環境を整える生態環境保全・再生施設、生物の多様性や環境教育の場を創出するピオトープ等  
「アメニティ」の向上に寄与する施設  
水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休憩するためのあずまや等  
トイレは対象外とする。
- 応募方法  
連絡先(市町村名、担当部課名、担当者名、電話・Fax番号・E-mail等)を明記の上、E-mailまたはFaxより応募様式を請求して下さい。請求があり次第、応募様式を送付します。
- 応募締切り  
平成17年1月28日(金)

## 2. 選定方法と発表

- 選定方法  
学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会により選定いたします。  
選定に際しては、利用者の利便性、関連事業等の状況、施設用地の確保の状況、施設設置後の維持・管理計画等の観点の評価の基準にします。
- 選定施設数：6施設程度
- 選定結果発表  
平成17年4月に選定結果を応募市町村に通知します。

## 3. 応募上の注意

- 水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は設計・工事費込みで一カ所につき上限450万円(税抜き)、「アメニティ」向上施設は一カ所につき上限900万円(同)の整備助成を行います。
- 水辺施設は、当センターが平成17年度に設置し、完成後に当該市町村へ寄贈します。  
関連法規に係わる事前協議、調整、申請等については、当該市町村でお願いします。
- 水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充當を予定しています。

## 4. 応募および問い合わせ先

財団法人リバーフロント整備センター  
企画部 山口、塚野  
〒102-0082  
東京都千代田区一番町8番地  
一番町FSビル3F  
Tel : 03 (3265) 7121  
Fax : 03 (3265) 7456  
E-mail : yamaguti@rfc.or.jp

水辺施設の例  
【平成15年度設置】

「千代田村」川の一里塚「東屋」  
(利根川水系鬼怒川/茨城県千代田村)



情 報

カプセル Now & New

「ふるさとづくり寄付 北海道条例」を制定 二七〇町

町は、全国からの寄付で財源を募る「ふるさとづくり寄付条例」を制定し、全国からの寄付金を受け付けている。寄付は一口5000円で上限はなく、一口ことの使用道を、森林資源の保全などの5つから選択できる。寄付金は「ふるさとづくり基金」を設置して管理している。

総合教育プランの策定 青森県 東通村

村は、「21世紀教育デザイン検討委員会」を発足させ、村役場の特命チームと連携して、将来の村の教育環境について協議している。総合教育プラン「教育環境デザイン」ひがしどおり21（仮称）の策定をめざしており、住民の意見を聞くワークショップも開催している。

「子育てタウン開発構想」山形県 大江町

当面合併しない方針を打ち出している町は、町外から移住者を呼び込んで人口減少を抑制していくため、開発中の宅地の入居者を対象とした優遇策を盛り込んだ「子育てタウン開発構想」をまとめた。支援金交付をはじめ、温泉の無料券支給などのサービスも行っていく。

職員の「民間企業派遣研修」を実施 神奈川県 開成町

町は、より高度な行政サービスの実現をめざし、職員の「民間企業派遣研修」を実施した。

間企業派遣研修」を実施した。派遣先は隣接市内の大手スーパーチェーンの支店。2人1組で2日間ごとに交代で行い、職員16人が参加。接客など、顧客第一主義の意識や顧客ニーズ・満足度について学んだ。

高齢者世帯等のごみ別収集サービスを実施 山梨県 山中湖村

村は、福祉サービスの充実を図るため、高齢者と身体障害者の世帯のごみを戸別収集するサービスを実施している。対象者は80歳以上の高齢者のみの世帯と2級以上の身体障害者のみの世帯。週2回、サービスを希望している世帯へ回り、自宅前に出されたごみを収集している。

町民によるまちづくり 長野県 坂城町

町は、町民、企業、行政の協働をめざして設立した町民組織「自律のまちづくりGOGO機構」から産業、環境、教育の3分野の提言を受けた。町プランDの宣伝による販路拡大、生ごみのたい肥化、町の歴史・文化の活用などが提言され、実現可能なものから実施していく。

「新居開所」を活用したまちづくりをめぐす 静岡県 新居町

町は、1600年に家康により建築され、国の特別史跡に指定されている「新居開所」を活用したまちづくりに取り組んでいる。まちづくり交付金事業の一環として進めているもので、伝統的な街並み保存や道路網整備などを検討し、観光客誘致を

図っていく。

コンビニで滞納税の納付が可能に 三重県 玉城町

町は、町民の利便性の向上を図り、税金の滞納などを減らしていくことをねらいに、全国14社のコンビニエンスストアで滞納している税金を納付できるようにした。今年度は固定資産税、住民税、軽自動車税の新規滞納者を対象に試行導入し、今後、対象拡大等を検討する。

助役と収入役を廃止 奈良県 明日香村

周辺自治体と合併しないことを決めた村は、行財政改革推進の一環として助役を廃止した。平成17年度には収入役も廃止するとともに、現在の11課を6課に再編する。また、50歳以上を対象としている早期勤奨退職制度を35歳以上に拡充し、人件費の圧縮を図っていく。

電話予約で運行する公共タクシーを導入 兵庫県 山崎町

町は、バス路線の運行休止を受け、町民の足を確保していくため、電話予約により運行する公共交通「もしもシタクシー」を導入した。同タクシーは、10人乗りワンボックスカーで、日・祝日を除いた朝7時から夜7時まで、町民の電話予約があった場合に運行している。

事務事業の共同化を鳥取県 日野町など

合併をしないで単独での継続を決めた日野町、日南町、江府町の3町は、行財政運営の効率

化を図るため、事務事業の共同化を検討する「行財政運営研究会」を設置した。事務効率化と事務経費の負担軽減がねらいで、課長補佐級が窓口となって共同化の協議を進めている。

幹部職員が町税滞納者を戸別訪問 香川県 高瀬町

町は、滞納税金の徴収強化のため、幹部職員による町税滞納者への戸別訪問を実施している。対象者は平成13年度から15年度までの固定資産税、町民税、軽自動車税などを滞納している個人と法人で、総務課長を含む課長補佐級以上の幹部職員が2人1組で戸別訪問している。

町営バイオマスセンターを整備 熊本県 鹿本町

町は、循環型社会の構築と農業振興を図るため、町営バイオマスセンターを整備している。糞尿を入れる棟や堆肥舎などを建設し、糞尿や生ごみから堆肥と液肥を生産。バイオガス発酵発電も行っていく。平成17年4月から試運転を開始する予定。

高齢者を温泉まで無料送迎 鹿児島県 鹿見島町

町の北部、東部、西部の3か所に町営温泉施設を持つ町は、高齢者を町営温泉施設まで無料で送迎する「健康バス」を運行している。高齢者サービスの充実と温泉の利用促進がねらいで、月曜から土曜までの週6日、午

カプセル Now & New

前と午後運行している。

健康に生き抜く方法

痛みについて

下田医院・院長 下田哲也

痛みという感覚がお好きな方は滅多におられません。かく申す私も大嫌いです。医者という商売をやっていますと、この「痛み」に関わることも多いのです。今回は「痛み」の周辺について、ひとくさりさせていただきます。

もし痛みなかりせば

痛みのために困ること多いですね。痛みで苦しんでいるとき、もしまったたく痛みを感じない人が存在すると知ったら、うらやましく感じられることと思います。冗談ではなく、そういう方がいらっしやるんです。ただ、医療業界ではそういう人を「幸福な体質の持ち主」ではなくて、「先天性無痛症」という病気をもちの方と見なすのですが……。

子どものころ、転んで「痛いよー」と泣いたことのない人は、いないでしょう。お子さんがそうなったとき、多くの場合は「痛いの痛いの飛んでけー」とおまじないをして泣きやんだらそれでOK

です。それで転んだお子さんは「あわてて転ぶと痛くてつらい」という貴重な体験をしたことになり

ます。さて、先天的に痛みを感じるこ

とが出来なかつたらどうでしょうか？ その子は転ぶと痛い(下手

痛みを治す

しかし、痛いときに安全に楽になれるのなら何とかしたいもので

す。原則は当然ながら「痛みの原因」によって病気の治療です。例えば、胃潰瘍でおなか

そうはいっても、一般的に痛み

例えば歯の痛みで説明しまし

眠れなかつたりするのは困

もの。せっかく良い鎮痛剤がある

その使用法ですが「ちよつと

例えるなら、自転車坂道を

痛みに限らず、そんな感じで

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、八ガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会

情 報

# 政策リーダー

# 政策リーダー

## 介護保険制度の今後の給付と負担見通しについて 厚生労働省

厚生労働省はこのほど、来年度の介護保険制度改革に伴う「給付と負担」についての見通し（1期3年、平成26年度までのごく粗い試算）をまとめた。平成16年度の第1号被保険者は2、500万人、要介護認定者は410万人だが、平成26年度には第1号被保険者3、200万人、要介護認定者640万人と推計されている。現行制度のまま推移した場合の1号保険料全国平均額（月額・加重平均）は、現在（第2期）は3、300円だが、第3期（平成18～20年度）4、300円、第5期（平成24～26年度）6、000円となり、介護給付費の見通しと同程度の伸び（約20～30%）で上昇すると見ている。対して、制度改正を行い、給付の効率化・重点化（介護予防の導入、特養等の施設入所者からの住居費等徴収）を図り、給付抑制効果が大きかった場合の保険料は第3期で3、900円（400円）、第5期で4、900円（1、000円）の見込みとなっている。介護給付費（各期平均年額）については、現行制度のまま推移した場合、第3期7.2兆円、第5期10.6兆円。給付抑制効果が大きかった場合、第3期6.5兆円（0.7兆円）、第5期9.2兆円（1.8兆円）の見込み。制度発足時から課題とされていた「被保険者の範囲」については、現在も引き続き議論が行われており、今回の試算には加味されていない。

## 全国観光地所在町村協議会総会を開催

全国観光地所在町村協議会会長・吉村久則・鹿児島県霧島町長、会員町村数・499町村）は、12月1日に総会を開催する。

同協議会は昭和41年設立され、観光地所在町村の税財政基盤の強化を図るとともに、消防施設・環境衛生施設をはじめとする公共施設等の整備を促進するなど、観光所在地町村の振興・発展を期することを目的に活動を行っている。

総会は、地方分権の推進を踏まえ、会員町村における財政基盤の強化をはかるとともに、消防・環境衛生施設等の整備を推進し、地域住民および観光客にとって、魅力ある地域社会の構築の実現を目的に開催される。

総会では、来賓として臨席する同協議会顧問の森田 一・衆議院議員ならびに小里 貞利・衆議院議員が臨席することとなっている。また、国土交通省が、地域観光振興を成功に導いた方々を選定する「観光力リスマ百選」のおひとりである山梨県富士・河口湖町長 小佐野常夫氏から「観光力リスマ」と題した講演を聴取する。その後、「平成17年度観光地対策関係政府予算及び施策に対する要望」を決議し、大会終了後に要請活動を行うこととなっている。

なお、同要望では、観光振興施策の促進、ゴルフ場利用税の堅持や入湯税の堅持等、税財源の充実強化等を求めている。

## 国際コメ年記念シンポジウム開催 農水省

国際コメ年のメイン行事のひとつである「世界イネ研究会議」東京シンポジウム（主催「農林水産省」）が4日開かれた。世界のイネ研究者が一堂に会し、世界的な飢餓や環境問題の解決に向けたコメ、水田の果たす役割について確認した。

コメは地球上の人口の半分を養い、世界中で数千万人がコメ関連産業に従事。また、稲作は我々の環境にも大きな影響を与えていることから、コメの重要性を改めて認識し世界の人々に伝えることを目的として、国連は今年を国際コメ年に制定した。

世界イネ研究会議はその最も重要なイベントの一つであり、11月4日の東京での開会式典と記念講演に引き続き、5日～7日には、シンポジウムも開催した。シンポジウムでは、マニトバ大学スミル教授による「世界を養う…我々は今後どれだけのコメを必要としているか?」、国際稲研究所カントレル所長による「二十一世紀のイネ研究戦略」等の基調講演があり、引き続き分科会等が開催された。

分科会は、作る（コメ生産のための新技術）、生きる（健康な生活のためのコメとその利用に関する新たな知見）、暮らす（多面的機能の発揮と循環型社会の構築）、共生する（世界の食料・環境問題の解決）の4つのテーマに分かれてセッションが行われ、コメの持つ可能性について議論された。



# ゆとりとやすらぎのひととき

ご家族でのご利用に便利な、ダブルベッドルームをご用意いたしました。  
また、お一人様でゆったりとお過ごしいただくのに最適です。



洋室ダブル



洋室ツイン



洋室シングル

## 土・日・祝日はリーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の20%OFFでご利用いただけます。  
金曜のご宿泊は、平日料金の15%OFFでご利用いただけます。

ご家族の皆様方も  
割引料金で  
ご利用いただけます。

|                     |
|---------------------|
| <b>シングル 119室</b>    |
| 平日料金 9,817円(税・サ込)より |
| <b>金曜日料金</b>        |
| シングル 8,344円(税・サ込)より |
| <b>土・日・祝日料金</b>     |
| シングル 7,854円(税・サ込)より |

|   |
|---|
| <b>ダブル 12室</b>                                  |
| 平日料金 13,282円(税・サ込) 2名利用<br>1名利用の場合11,072円(税・サ込) |
| <b>金曜日料金</b>                                    |
| ダブル 11,289円(税・サ込) 2名利用<br>1名利用 9,326円(税・サ込)     |
| <b>土・日・祝日料金</b>                                 |
| ダブル 10,626円(税・サ込) 2名利用<br>1名利用 8,778円(税・サ込)     |

|                              |
|------------------------------|
| <b>ツイン 17室</b>               |
| 平日料金 18,480円(税・サ込)より<br>2名利用 |
| <b>金曜日料金</b>                 |
| ツイン 15,708円(税・サ込)より          |
| <b>土・日・祝日料金</b>              |
| ツイン 14,784円(税・サ込)より          |

### 全国町村会館へのアクセスガイド

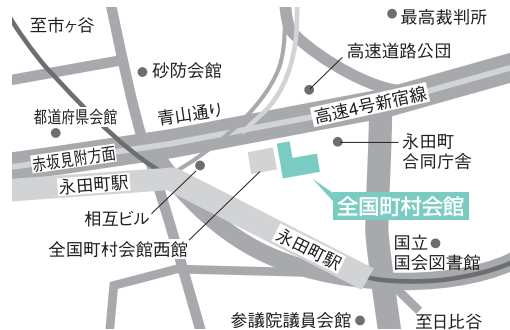
有楽線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分  
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
タクシー 東京駅から約20分

### 東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分  
浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分  
東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分  
東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分  
東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせは



**全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>